

社会福祉法人精華町社会福祉協議会  
介護職員等の処遇改善に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の介護職員等の処遇改善に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に定める介護職員等は、次のとおりとする。

- (1) 本会で勤務する非正規職員であり、かつ介護職員として雇用契約を締結している者。
- (2) 本会で勤務する非正規職員であり、かつ介護支援専門員として雇用契約を締結している者。

(処遇改善の方法)

第3条 介護職員等には、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として給料を支給するほか、介護職等手当を支給する。

- 2 前項のほか、介護職員等の能力向上のために必要な措置を講じるとともに、腰痛対策等、労働安全衛生対策を推進する。

(介護職手当の額等)

第4条 介護職等手当の額は、職位に基づいて別表に定める額を支給する。ただし、職位は、キャリアパス基準に基づくものとし、それぞれのキャリア（等級）及び評価に応じて変動するものとする。

- 2 月の途中で採用または退職、欠勤等した場合は、第1項に定める介護職等手当に対して実際に勤務した時間に比例した額を支給するものとする。ただし、年次有給休暇及び特別休暇については、この限りではない。
- 3 本会の介護事業実績が、年度当初の計画から増減した場合は、第1項に定める介護職等手当の額を規模に応じて増減することがある。
- 4 第1項に定める介護職等手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(支給方法)

第5条 介護職等手当の支給日は、毎月23日とし、銀行振込にて支払う。ただし、当日が休日の場合は繰り上げるものとする。

- 2 一時金は、通貨をもって職員に支給する。

(休職期間中の取り扱い)

第6条 休職期間中は、介護職等手当を算定しないものとする。

## 附 則

この規程は、平成21年10月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年11月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

令和6年4月1日から適用される別表1により、直前に受けていた手当を下回る者については、直前に受けていた手当の額を下回らないよう介護職手当を支給する。

別表 1 (第 4 条関係)

1. 非正規職員 (訪問介護・通所介護に従事する介護職)

職位	訪問介護に従事 する介護職 時給 (登録ヘルパー)	通所介護に従事 する介護職 時給 (パート)	通所介護・訪問 介護共通 月給 (常勤)
准ケアスタッフ①	367円	303円	24,300円
准ケアスタッフ②	382円	313円	25,100円
ケアスタッフ①	392円	323円	25,900円
ケアスタッフ②	407円	333円	26,700円
チーフケアスタッフ①	417円	343円	27,500円
チーフケアスタッフ②	432円	353円	28,300円
サブリーダー①	447円	363円	29,100円
サブリーダー②	457円	373円	29,900円
リーダー①	472円	383円	30,700円
リーダー②	482円	393円	31,500円
チームリーダー①	497円	403円	32,300円
チームリーダー②	512円	413円	33,100円

2. 正職員と同等の職責を担う嘱託職員 (訪問介護・通所介護共通)

職位	月給
係長	137,000円
課長補佐	156,000円
課長	200,000円

3. 非正規の介護支援専門員

職位	時給 (非常勤)	月給 (常勤)
中堅	100円	16,200円
主任	150円	24,300円
上級	250円	40,500円